

令和3年(ネ)第154号  
「戦争法」強行成立損害請求控訴事件  
控訴人兼選定当事者 0000  
被控訴人 国ほか4名

## 第1回口頭弁論に対する申立書

2021年9月21日

高松高等裁判所民事4部甲2 御中

控訴人兼選定当事者

## 第1回口頭弁論に対する求め

### 1、裁判(法廷)の公開原則

憲法第82条第1項で、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」とし、同第2項で、「政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。」とし、裁判(法廷)を原則として公開することを定めている。

本件は、「戦争法」が憲法違反であるか否かが争点である。したがって、本件は、「憲法第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件」であり、憲法第82条第2項にある事件に該当する。

よって、本件裁判は、二重の意味で法廷を公開しなければならない事件に該当する。

### 2、裁判の公開を原則とする理由

レペタ事件最高裁判決(最高裁平成元年3月8日 民集43巻2号89頁)は、裁判の公開原則について次のように判示している。

憲法82条1項の規定は、裁判の対審及び判決が公開の法廷で行われるべ

きことを定めているが、その趣旨は、裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとするところにある。

伊藤正己(元最高裁判事・東京大学名誉教授)は、裁判の公開を原則とする理由を、『憲法 新版』(弘文堂)の「(2)裁判の公開」(562頁)で次のように述べている。

## (2) 裁判の公開

裁判を民衆の直接の監視のもとにおくことは、裁判の公正さと裁判への信頼を確保するため重要な意義をもち、既に指摘したように、近代国家は司法制度をととのえる過程で、裁判の公開の原則を確立させた。日本国憲法もその37条1項で刑事被告人の人権としての側面から公開裁判を保障するとともに、82条でこの原則を徹底させるべき旨をうたっている。

### (ア) 公開を要する裁判

まず、憲法は、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」と定める。対審とは、対立する当事者が裁判官の面前でそれぞれの攻撃・防禦のための主張をし合う口頭弁論の手續(民事事件)や公判手續(刑事事件)を指すが、それは裁判の主要な部分を占めるもので、それが、公開でされるべきことを命じているのである。

裁判の公開を原則とする理由である「司法を監視のもとにおくことで、裁判の公正さと裁判への信頼を確保するため」には、監視役となる傍聴人が、審理内容を理解できることが不可欠であり、その前提となる。

## 3、法廷における傍聴人らの「知る権利」

前記のレペタ事件最高裁判決は、裁判の公開原則と傍聴者の法廷におけるメモを取る行為について、先に引用した判示に引き続き次のように述べている。

憲法21条1項の規定は、表現の自由を保障している。そして、各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成、発展させ、社会生活の中にこれを反映させていく上において欠くことのできないものであり、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも必要であつて、このような情報等に接し、これを摂取する自由は、右規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるところである(最高裁昭和52年(オ)第927号同58年6月22日大法廷判決・民集37巻5号793頁参照)。市民的及び政治的権利に関する国際規約(以下「人権規約」という。)19条2項の規定も、同様の趣旨にほかならない。

筆記行為は、一般的には人の生活活動の一つであり、生活のさまざまな場面において行われ、極めて広い範囲に及んでいるから、そのすべてが憲法の保障する自由に関係するものということとはできないが、さまざまな意見、知識、

情報に接し、これを撮取することを補助するものとしてなされる限り、筆記行為の自由は、憲法21条1項の規定の精神に照らして尊重されるべきであるといわなければならない。

裁判の公開が制度として保障されていることに伴い、傍聴人は法廷における裁判を見聞することができるのであるから、傍聴人が法廷においてメモを取ることは、その見聞する裁判を認識、記憶するためになされるものである限り、尊重に値し、故なく妨げられてはならないものというべきである。

以上のように、「傍聴人は法廷における裁判を見聞することができる」。そして、「裁判を見聞する」ということは、裁判の内容を「認識・記憶するためになされるものである」から、それ相当の裁判の内容が認識・記憶できる法廷であることが求められる。

#### 4、傍聴人らの「知る権利」と口頭弁論主義

民事訴訟法第87条で、「当事者は、訴訟について、裁判所において口頭弁論をしなければならない」と規定し、口頭弁論主義を採用している。この理由の一つは、裁判を公開する目的(司法を監視のもとにおくことで、裁判の公正さと裁判への信頼を確保すること)の監視役となる傍聴人らが、審理内容を理解できるためである。つまり、傍聴人らが、「傍聴人は法廷における裁判を見聞することができる」ことに対応した規定である。それは、法廷において、当事者が、互いの主張を口頭で述べることを前提としている。

以上の理由から、第1回口頭弁論(2021年10月4日 午後3時)においても下記のことを求める。

#### 記

- 一 控訴人が、提出している控訴理由面の要旨を口頭で述べる時間(40分程度)を確保すること。

以上